

項番	対象	クラウド録画カメラサービス「coomonita (コーモニタ)」規約 現改比較表 2020年12月18日現在	
		～2020年12月17日	2020年12月18日～
1	第4条2項	無	<p>以下文言の追加：</p> <p>前項に関わらず、第5条第1項で定める利用料金にて指定する本サービスの一部については、には最低利用期間があり、最低利用期間内に解約した場合は契約単位ごとに手数料の支払を要します。最低利用期間は、契約者の対象サービスの利用開始日を起算日とし、解約日を含む月末を終了日とします。契約者は、第5条1項の通り利用料金に定める解約手数料を、支払期日までに一括して支払うものとします。当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日から起算して第5条第1項で定める利用料金で指定する期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に登録ユーザーが本サービスに係る契約を解約する場合は、当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を当社が別途指定する支払期日までに一括して支払うものとします。</p>
2	第5条4項	登録ユーザーが当社指定の方法に従い契約中のプランを変更したい旨を当社に申し出た場合には、その申出のあった日を含む月の翌々月より変更後のプランを利用できるものとし、利用を開始した当該月より変更後プランの利用料をいただきます。また変更及び解約並びに停止時には登録ユーザーは当社が別途定める手数料を支払うものとします。	登録ユーザーが当社指定の方法に従い契約中のプランを変更したい旨を当社に申し出た場合には、その申出のあった日を含む月の翌々月より変更後のプランを利用できるものとし、利用を開始した当該月より変更後プランの利用料をいただきます。また変更及び解約並びに停止時には登録ユーザーは当社が別途定める手数料を支払う場合があります。
3	第5条6項	第1項に定める利用料金における「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約（変更を除く）を同日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月無料として取扱い、「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約を各々異なる日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月有料として取り扱います。	第1項に定める利用料金における「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約（変更を除く）を同日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月無料として取扱い、「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約を各々異なる日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月有料として取り扱う場合があります。